

# 長岡市市制施行120周年記念ロゴマークの使用に関する要領

## (趣旨)

第1条 この要綱は、「長岡市市制施行120周年記念ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、本市の市制施行120周年を全市を挙げて祝う機運を醸成するとともに、先人たちが築き上げてきた長岡市の歴史・文化・精神性等への誇りや愛着を育み、広く共有することをもって、市民協働によるまちづくりを進めていくことの象徴として使用するものとする。

## (ロゴマークの形態等)

第3条 ロゴマークの形態及び再現方法は、別に定める「使用マニュアル」によるものとする。

## (使用の条件)

第4条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に該当し、又は該当するおそれがあることをしてはならない。

- (1) 前2条に定める目的に反する使用をすること。
- (2) 本市の品位若しくは信用を傷つけ、又はイメージを損なうこと。
- (3) 商標権その他のロゴマークを独占的に使用する権利等を設定すること。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を本市が支援し、又は公認しているとの誤解を与えること。
- (5) 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に使用させようとすること。
- (6) 法令又は公序良俗に反する使用をすること。
- (7) 前各号に定めることのほか、市長が不適当と認める使用をすること。

2 ロゴマークの使用の目的は、営利又は非営利を問わないものとする。

## (使用の期間)

第5条 使用者がロゴマークを使用できる期間は、原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## (使用の届出)

第6条 使用者は、使用届(別記様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、同項の届出を要することなく、使用することができる。

- (1) 報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (2) 個人が、SNS、ブログ、名刺その他の個人利用の範囲内で使用する場合
- (3) 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)が教育目的で使用する場合
- (4) その他、市長が必要と認める場合

(遵守事項)

第7条 使用者は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 別に定める「使用マニュアル」を遵守すること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 使用者以外の第3者にロゴマークを使用させないこと。
- (3) ロゴマークの使用によって発生した知的財産権及び本市が提供したロゴマークのデザインに係る素材又は制作物を第3者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(経費等の負担)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用に係る経費及び役務等を負担するものとする。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は、原則として無料とする。

(改善指導及び使用差止め)

第10条 市長は、ロゴマークの使用が本要領に違反すると認められるときは、使用者に対し、改善を指導することができる。この場合において、使用者は改善の指導に従わなければならない。

2 市長は、前項の指導によっても使用者における改善が見られない場合は、使用を差止め、使用者に対し、ロゴマークを使用した物品等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わないものとする。

(責任の所在)

第11条 市長は、ロゴマークを使用したことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した物品等の不備により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本市に迷惑を及ぼさないよう対応するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、本市に損害を与えた場合は、生じた損害を本市に賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年2月16日から施行する。